

町民体育祭は中止となりました

問 社会教育課 生涯スポーツ係
☎476-1111(425)

毎年10月に開催しておりました「**町民体育祭**」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**中止**となりましたので、お知らせいたします。

子育て世帯の方へ

問 保健福祉課 児童福祉係
☎476-1111(144・145)

低所得の子育て世帯へ【ひとり親世帯以外分】

子育て世帯生活支援特別給付金(児童1人につき5万円)を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以外)に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うことを目的に、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

【支給対象者】(養育要件)

次のいずれかに当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

- ① 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者。
- ② 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の、児童手当・特別児童扶養手当の受給資格の認定又は児童手当・特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた方。(令和4年2月までに生まれる新生児も対象になります)
- ③ ①②に該当しない方で、令和3年3月31日時点で18歳未満(平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた児童)の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等で日本国内に住所を有する方。

【所得要件】

- ① 令和3年度住民税(均等割)が非課税の方又は条例の規定により令和3年度住民税(均等割)を免除された方。
- ② ①に該当しない方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方。(家計急変者)

【給付金の支給手続き】

- ① 上記【支給対象者】(養育要件)の①②に該当する方で、【所得要件】①に該当する方は申請不要で給付金を受け取れます。(原則公務員は除く)
※対象となる方には文書でお知らせしています。
- ② ①以外の方は、給付金を受け取るためには**申請が必要**になります。
例：高校生のみ養育している方、令和3年1月以降収入が急変した方など

【申請期限】

令和4年2月28日(月)まで(やむを得ない場合を除く)
申請は随時受け付けます。